

令和5年4月25日

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

- (1) 水道機工(株) 東京都世田谷区桜丘5-48-16
(2) (株)水機テクノス 東京都世田谷区桜丘5-48-16

2 指名停止期間

令和5年4月25日 から 令和5年7月24日 まで(3箇月)

3 指名停止事由

上記有資格業者は、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者が入札参加資格審査に用いたことから、令和5年2月10日に関東地方整備局長より監督処分(営業停止45日間)を受けた。

上記事実は、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第2第15号に該当すると認められるため、指名停止とする。(土木部入札審査委員会決定)

(参考)

石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第2(贈賄及び不正行為等に基づく措置基準)

措置要件	期 間
(建設業法違反行為) 15 石川県、新潟県、富山県及び福井県の区域内において建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1箇月以上 9箇月以内

土木部監理課 入札・契約G
担 当 新田
内 線 5023
外 線 076-225-1712